



平成 30 年 4 月 26 日

各 位

上場会社名 キクカワエンタープライズ株式会社
代表者 代表取締役社長 菊川 厚
(コード番号 6346 東証・名証各第 2 部)
問合せ先責任者 常務取締役 出口 行男
(TEL 0596 - 21 - 1011)

株式併合、単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 30 年 6 月 28 日開催予定の第 137 期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に、株式併合、単元株式数の変更及び定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式併合

(1) 併合の目的

全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単子を最終的に 100 株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単子を 1,000 株から 100 株に変更することとし、併せて、当社株式につき、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を維持することを目的として、株式併合（10 株を 1 株に統合）を実施するものであります。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の方法・割合

平成 30 年 10 月 1 日をもって、平成 30 年 9 月 30 日（実質上 9 月 28 日）の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に、10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 30 年 3 月 31 日現在）	13,200,000 株
株式併合により減少する株式数	11,880,000 株
株式併合後の発行済株式総数	1,320,000 株

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び併合割合に基づき算出した理論値であります。

(3) 株式併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が 10 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等には変動しませんので、1 株あたりの純資産額は 10 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(4) 株式併合により減少する株主数

平成 30 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

[当社の株主構成]

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	1,113 名 (100%)	13,200,000 株 (100%)
10 株未満所有株主	183 名 (16.4%)	211 株 (0.01%)
10 株以上所有株主	930 名 (83.6%)	13,199,789 株 (99.99%)

(注) 上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、所有株式数が 1 株未満の株主様 (上記では「10 株未満」に該当します。) 183 名は、下記 (5) 記載の処理を行ったうえで株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて分配いたします。

(6) 併合の効力発生日における発行可能株式総数

400 万株 (併合前は 4,000 万株)

なお、会社法第 182 条第 2 項に基づき、株式併合の効力発生日 (平成 30 年 10 月 1 日) に、発行可能株式総数を定める定款の規定は、上記のとおり変更されたものとみなされます。

(7) 株式併合の条件

本株主総会において、本株式併合に関する議案及び下記「3. 定款の一部変更」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためであります。

(2) 変更の内容

当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 30 年 10 月 1 日

(参考) 但し、株式売買後の振替手続きとの関係で東京証券取引所及び名古屋証券取引所における売買単位の 100 株への変更予定日は、平成 30 年 9 月 26 日となります。

(4) 変更の条件

本件に係る定款の一部変更は、本株主総会において、上記「1. 株式併合」及び下記「3. 定款の一部変更」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記「1. (1) 併合の目的」に記載した「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応し、単元株式数を1,000株から100株に変更するために定款第6条及び第8条を変更するものがあります。また、本定款の一部変更の効力は、株式併合の効力発生日に生ずるものとする旨の附則を設け、効力発生日経過後は、これを定款から削除することといたします。

(2) 変更の内容

定款の一部変更の内容は、次のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>4,000万株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>400万株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p>附則</p> <p><u>第6条及び第8条の変更は、平成30年10月1日をもって効力を生じるものとし、本附則は、効力発生日後、これを削除する。</u></p>

(3) 変更の条件

本件に係る定款の一部変更は、本株主総会において、上記「1. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

4. 日程

- | | |
|---------------------------------|----------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成30年4月26日 |
| (2) 定時株主総会開催日 | 平成30年6月28日(予定) |
| (3) 1,000株単位での売買最終日 | 平成30年9月25日(予定) |
| (4) 100株単位での売買開始日 | 平成30年9月26日(予定) |
| (5) 単元株式数変更、株式併合及び定款の一部変更の効力発生日 | 平成30年10月1日(予定) |

(参考) 但し、株式売買後の振替手続きとの関係で東京証券取引所及び名古屋証券取引所における売買単位の100株への変更予定日は、平成30年9月26日となります。

添付資料

【ご参考】株式併合及び単元株式数の変更に関するQ&A

【ご参考】

株式併合及び単元株式数の変更に関するQ&A

Q 1. 株式併合、単元株式数の変更とはどのようなことですか？

A. 株式併合とは、複数の株式をあわせてそれより少ない数の株式とするものです。

また、単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今般当社では、10株を1株とする株式併合と同時に、単元株式数を1,000株から100株に変更することを予定しております。

Q 2. 株式併合、単元株式数変更の目的は何ですか。株主の立場からみるとどのようなメリットが期待できるのですか？

A. 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所では、上場する内国会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しています。これは、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目指しているものであり、当社といたしましても、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、対応することとしたものです。

また、証券取引所は、投資家にとって望ましい投資単位（1売買単位あたりの価格）を5万円以上50万円未満としており、単に当社株式の単元株式数を100株に変更しますと、現状の株価水準からみて、望ましい投資単位とはならない可能性があることから、併せて10株を1株に株式併合することを予定しております。（株式併合後の100株は、併合前の1,000株に相当することから、併合後の理論上の株価は併合前の10倍となりますが、単元株式は10分の1（1,000株⇒100株）となりますので、実質的には投資単位に変動は生じないこととなります。）

Q 3. 所有株式数と議決権数はどうなりますか？

A. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成30年9月30日（実質上9月28日）最終の株主名簿に記載された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。具体的には、株式併合及び単元株式数変更の効力発生の前後で、ご所有株式数及び議決権個数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後（平成30年10月1日から）		
	ご所有株式数	議決権個数	ご所有株式数	議決権個数	端数株式相当分
例①	2,000株	2個	200株	2個	なし
例②	1,100株	1個	110株	1個	なし
例③	1,026株	1個	102株	1個	0.6株
例④	500株	0個	50株	0個	なし
例⑤	453株	0個	45株	0個	0.3株
例⑥	4株	0個	0株	0個	0.4株

- A. 株式併合の結果、1株に満たない端数（以下、「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記の例③、⑤、⑥のような場合）は、全ての端数株式を当社が一括居して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払金額（端数株式相当分の処分代金）は、平成30年11月頃にお送りすることを予定しております。
- 従いまして、効力発生前のご所有株式が10株未満の場合（上記の例⑥のような場合）は、株式併合により、すべてのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか？

- A. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。確かに、ご所有の株式数は、併合前の10分の1となりますが、逆に1株あたりの純資産額は10倍となるためです。また、株価につきましても、理論上は併合前の10倍となります。

Q 5. 配当がこれまでの10分の1しかもらえなくなるのですか？

- A. ご所有株式数は10分の1になりますが、株式併合の効力発生後にあつては、併合割合を勘案して1株あたりの配当金を設定させていただく予定ですので、今後の業績や経営環境の変動など他の要因があれば別ですが、株式併合を理由にお受け取りになられる配当の総額が変わるということはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 6. 株主は何か手続きをしなければならないのですか？

- A. 特段のお手続きの必要はございません。
- なお、上記Q 3. に記載のとおり、10株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。なお、株式併合前のご所有株式数が10株未満の株主様は、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 7. 株式併合後でも単元未満株式の買取りをしてもらえますか？

- A. 株式併合の効力発生前と同様、市場での売買ができない単元未満株式をご所有する株主様（100株未満の株式をご所有の株主様）は、単元未満株式の買取り制度をご利用いただけます。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または後記の特別口座管理機関にお問い合わせ下さい。

Q 8. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか？

A. 次のとおり予定をしております。

平成 30 年 6 月 28 日 定時株主総会開催日

平成 30 年 9 月 14 日 株式併合公告日

平成 30 年 9 月 25 日 現在の単元株式数（1,000 株）での売買最終日

平成 30 年 9 月 26 日 当社株式の売買単位が 100 株に変更

平成 30 年 10 月 1 日 株式併合、単元株式数変更及び発行可能株式総数変更の効力発生日

【お問い合わせ先】

株式併合及び単元株式数の変更に関してご不明な点は、お取引のある証券会社または下記の特別口座管理機関（株主名簿管理人）までお問い合わせ下さい。

東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号

三井住友信託銀行 証券代行部

電話 0120-782-031（フリーダイヤル）

以 上